

平成27年度 佐伯市「地域避難訓練」実施要領

1 目的

九州一面積の広い佐伯市にあっては、山間部から沿岸部まであらゆる災害が広範囲にわたり発生する可能性がある。このような現状の中、地域の実情に応じた風水害や地震・津波等の災害事案を各地区等が自ら想定し、自発的に避難訓練を計画し実行できるよう、住民が具体的な行動をとる機会を提供することで、住民の災害に対する平時からの備えの充実を図る。

2 訓練日 平成27年11月8日(日) 午前9時00分～
午前9時～9時30分の間に吹鳴する「大津波警報」のサイレン放送をもって開始とする。
山間部(弥生、本匠、宇目、直川)については風水害の避難勧告のサイレン放送を行う。

3 場所 市内各区

4 主催 佐伯市

5 共催 佐伯市自治委員会連合会

6 参加予定

- (1) 佐伯市内各区(自主防災会)
- (2) 各区訓練に参加する消防団員及び防災士
- (3) その他

7 訓練内容

時間	内容
8:50	○防災スピーカーにより「訓練開始」の事前放送の実施
9:00	○旧市内、海岸部は防災スピーカーにより「緊急地震速報」・「大津波警報」のサイレン放送 ○緊急速報メールにて「緊急地震速報」、「大津波警報」を発信 ○山間部は風水害の「避難勧告・避難指示」サイレン放送 ○上記放送を合図に訓練を開始
9:30	「避難訓練行動／訓練例」 ・あらかじめ決めた避難所に集団避難 ・防災会等による避難誘導等の組織的避難行動 ・要援護者の避難支援や救出援護などの訓練 ・地元消防団等との連携 ・備蓄米の試食、炊き出し訓練 ・避難住民(遠距離)搬送訓練 ・災害ボランティアセンターと連携訓練
10:00頃	○避難状況の報告 ・避難終了時「避難情報(避難地ごとの避難者数、避難所要時間等)」を市役所に報告
以上で全体の避難訓練は終了(各区ごと解散)	
10:00頃以降	○その他の訓練 独自の取組みを計画している地区(自主防災会)は、引き続き訓練を実施

9 担当部署

佐伯市役所総務部防災危機管理課及び各振興局地域振興課市民サービス係